

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年6月18日京都市条例第 2 号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

市長の附属機関として、本市の景観政策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市景観政策検討委員会を設置することとした。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年6月18日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 2 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7 京都市桃陵市営住宅団地再生事業検討委員会の項を次のように改める。

京都市桃陵市営 住宅団地再生事 業検討委員会	桃陵市営住宅に係る団地の再生を図 るための事業に関する事項について、 市長の諮問に応じ、審議すること。	5人以内	2年
京都市景観政策 検討委員会	本市の景観政策の推進に関する事項 について、市長の諮問に応じ、調査し、 及び審議すること。	17人以内	2年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)